セディナETCカード法人会員規約

第1条 (法人会員)

株式会社セディナ(以下「当社」という)に本規約を承認のうえ、入会申込みをした 法人または非法人たる団体(以下まとめて「法人」という)のうち、当社が適格と認 めた法人を法人会員(以下「会員」という)とします。

第2条 (定義)

- 1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社もしくは地方道路公社または都道府県市町村である道路管理者のうち、当社が指定する者とします。
- 2. 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装備した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
- 3. 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有するICカードの総称とします。
- 4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置の総称とします。
- 5. 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。

第3条 (カード使用者)

- 1. 会員は、会員に所属するものの中からセディナETCカード(以下「カード」という) を利用するものを指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認め たものをカード使用者(以下「使用者」という)とします。なお、会員は、使用者の 届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、承認を得るものとします。
- 2. 会員は、使用者の届出、追加、退会、変更等の手続き、カード枚数の届出、変更等の 手続き、およびご利用限度額の届出、変更等の手続きを行うものとします。
- 3. 会員は、毎月末日における使用者およびカード番号に係るデータを当社所定の方法に て所定の期日までに当社に提出するものとします。

第4条 (カードの貸与と取扱い)

1. 当社は、会員に対し、「セディナETCカード法人会員カード使用者申込書」に従いカード番号・有効期限等を表面に印字することにより使用者を特定したカードを発行し、

貸与します。当社はカードを会員に送付しますので、会員はカード番号で特定された 使用者に当該カードを交付するものとします。カードは、カード表面に印字されたカ ード番号で特定された使用者本人(使用者の役員または従業員を含む)以外使用でき ないものとします。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカー ドを使用し、管理するものとします。

- 2. カードの所有権は、当社に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・ 譲渡・質入および担保に提供する等カードの占有を第三者に移転させることは一切で きません。
- 3. カードの使用、管理に際して、会員または使用者が前2項に違反し、その違反に起因してカードが不正に使用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきそのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、使用者は、使用者に対して交付されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

第5条 (カードのご利用)

- 1. 会員および使用者は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、カードを通行料金の支払い手段とすることができます。
- 2. 前項にかかわらず会員および使用者は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、カードの提示を求められた場合には、これを提示するものとします。

第6条 (年会費)

会員および使用者は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第7条 (ご利用限度額)

- 1. 会員のカード利用代金月間利用限度額(以下「ご利用限度額」という)は、当社所定の金額とし、当社所定の方法により適宜通知するものとします。
- 2. 使用者のご利用限度額は、会員が申し出た金額で、当社が適当と認めた金額とします。 但し、会員に対して貸与されたすべてのカード(以下「全カード」という)の月間利 用代金の合計額は、前項に定める会員のご利用限度額以内とします。
- 3. 前2項のご利用限度額は、会員または使用者の信用状態が悪化した場合等当社が必要と認める場合にはこれを減額できるものとします。また、当社が適当と認めた場合にはこれを増額できるものとします。但し、会員が会員または使用者のご利用限度額の増額を希望する場合は、会員が当社所定の方法により申込み当社が適当と認めた場合

に増額するものとします。

第8条 (利用疑義)

当社からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員および使用者と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

第9条 (カード利用代金債務等)

- 1. 会員は、全カードの利用による債務および本規約に基づく一切の債務(以下「カード利用代金債務等」という)について履行の責を負うものとします。
- 2. 使用者は、使用者に対して交付されたカードの利用に基づく債務およびカード管理上 の責任に基づく債務についてのみ会員と連帯して履行の責を負うものとします。

第10条(代金決済)

- 1. 会員が当社に支払うべきカード利用代金債務等は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとします。但し、使用者が当社に支払うべきカード利用代金債務等については、当社が直接使用者の預金口座からの口座振替の方法により回収できるものとします。
- 2. 当社に支払うべきカード利用代金債務等の支払期日は、毎月8日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)とし、前々月の末日までのカードの利用として当社が締切処理を行ったものについて支払うものとします。
- 3. 当社は、前項に定める会員の毎月の支払額を支払期日の前月初旬に会員の届出の住所 へ請求明細書を送付し、通知します。

第11条(支払金等の充当順序)

会員および使用者の弁済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員および使用者への通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異義ないものとします。

第12条(費用の負担)

印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要した費用、支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて会員および使用者が負担するものとします。

第13条(退会)

- 1. 会員が退会をする場合は、全カードを添え、所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。この場合、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。
- 2. 使用者が退会をする場合は、会員は退会する使用者に対して交付したカードを添え、 所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。なお、この場合、会員は、当該 使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。
- 3. 前2項の場合、当社が適当と認めたときは、債務の全額を第10条の定めによりお支払いいただくことがあります。

第14条 (カード利用のお断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消)

- 1. 当社は、会員または使用者のカード利用金額、利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。
- 2. 会員または使用者が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審 な場合などには、当社は道路事業者を通じて次の(1)、(2)の措置をとり、全カードまた は一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。
 - (1) カードの回収
 - (2) カード利用の停止
- 3. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことができます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
 - (1) 虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (3) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (5) カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
- (6) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、 上記(1)から(5)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合
- 4. 会員は、前項により、会員資格を取消された場合、直ちに全カードを当社に返還する ものとします。また、使用者が使用者資格を取消された場合は、直ちに当該使用者に 対して交付したカードを当社に返還するものとします。
- 5. 当社は、第3項により、会員資格または使用者資格を取消した場合、道路事業者等にカードの無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、道路事業者を通じてカードの返還を求められた場合、直ちに当該カードを返還するもとします。

第15条 (期限の利益の喪失)

- 1. 会員は、会員が次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を、また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生手続開始、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき
- (4) 当社に支払うべき債務の履行を遅延した場合
- 2. 会員は、会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を、また使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします
- (1) カードの譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
- (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反になるとき
- (3) その他信用状態が悪化したとき
- (4) 会員が会員資格を取消された場合または使用者が使用者資格を取消された場合

第16条(遅延損害金)

会員および使用者は、当社に対する支払を遅滞した場合は支払期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、年14.6%(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第17条 (紛失・盗難)

- 1. カードが紛失、盗難、詐取もしくは横領(以下「紛失・盗難」という)により他人に 不正利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきその利用代金に ついてすべて支払いの責を負うものとします。但し、使用者は、使用者に対して交付 されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。
- 2. 使用者は、カードが紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を会員に通知し最寄 警察署に届け出るとともに、会員は書面による所定の届けを当社に提出するものとし ます。但し、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。
- 3. 会員および使用者は、当社所定の紛失・盗難処理手数料を支払うものとします。

第18条(会員保障制度)

- 1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員および使用者がETCカードを紛失・ 盗難により他人に不正使用された場合であって、前条2項の警察並びに当社への届け 出がなされたときは、これによって会員および支払責任者および使用者が被るETC カードの不正利用による損害をてん補します。
- 2. 保障期間は、ETCカードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、 以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
- 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - (1) 会員または使用者の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員または使用者がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員または使用者に重大な過失があったものと見なします。
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
- (3) 会員の役員、社員、使用者の家族・同居人等、会員または使用者宛のETCカードの 受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合
- (4) 会員が本条4項の義務を怠った場合
- (5) 紛失・盗難または損害状況の届けが虚偽であった場合
- (6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
- (7)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
- (8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害
- 4. 会員は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が てん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社または当社の委託を受け たものが被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。

第19条 (カードの再発行)

カードは、原則として再発行いたしません。但し、紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員および使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第20条 (カードの有効期限)

- 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
- 2. 有効期限の3ヶ月前までにお申し出がなく、当社が引き続き会員および使用者として 認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。この場合、会員または使用 者は有効期限経過後のカードを直ちに切断し、破棄するものとします。

3. カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第21条 (届出事項の変更)

- 1. 当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座等に変更が生じた場合は、当社 が適当と認めた方法により会員が遅滞なく当社宛に所定の届出用紙により届け出るも のとします。但し、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。
- 2. 前項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に会員または使用者に到着したものとみなします。但し、前項の届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第22条(合意管轄裁判所)

会員または使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、 当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第23条 (規約の変更、承認)

本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

第24条 (諸手数料、遅延損害金の利率の変更)

会員および使用者が当社に支払うべき年会費等の諸手数料および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、当社から諸手数料および遅延損害金の利率の変更を会員に通知した後は、変更後の諸手数料および遅延損害金の利率が適用されるものとします。

第25条(債権譲渡の承諾等)

- 1. 会員および使用者は、カード利用手続きを行ったときは、カード利用による取引の結果生じた道路事業者の会員および使用者に対する債権を、当該道路事業者から直接、あるいは提携クレジットカード会社を経由して、当社に対して譲渡することにつき、予め異議なく承諾するものとします。
- 2. 会員および使用者は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用による取引の内容およびそれに関する情報が道路事業者から当社および提携クレジットカード会社に開示されることを承諾するものとします。

第26条(道路事業者または提携クレジットカード会社からの請求)

会員および使用者は、当社に代わって道路事業者または提携クレジットカード会社が 会員もしくは使用者またはその両方に対しカード利用代金についての支払いを直接請求することがあることを、予め承諾するものとします。

第27条(免責)

当社は、会員および使用者に対し、事由の如何を問わず、道路上での事故および車載器に関する紛議に関し、これを解決し、または損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第28条 (ETCシステム利用規程の遵守)

会員および使用者は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

以上